### ◆社会福祉士における実務経験に該当する施設及び相談援助業務の範囲

#### 実務経験

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は、「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号)」 厚生労働局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。※2025年8月現在

コード番号は、実務経験申告書・実務経験証明書〈個票〉にご記入下さい。

### 指定施設における相談援助実務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

	施設種類	相談援助実務の実務経験として認められる職種	コード番号
	児童分野		
		児童福祉司	A 1
		受付相談員	A 2
		相談員	A 3
	児童相談所	電話相談員	A 4
		児童心理司	A 5
		児童指導員	A 6
		保育主	A 7
		母子支援員、母子指導員	A 8
	TO A VINCTURE	少年指導員 (少年を指導する職員)	A 9
	母子生活支援施設	個別対応職員	A 1 0
		自立支援担当職員	A 1 1
		児童指導員	A 1 2
		保育士	A 1 3
		個別対応職員	A 1 4
	児童養護施設	家庭支援專門相談員	A 1 5
		職業指導員	A 1 6
		里親支援専門相談員	A 1 7
		自立支援担当職員	A 1 8
		ロエス版ビニ=映具 ★児童指導員(注2)	A 1 9
	et child a child as	★保育士 (注3)	A 2 0
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター (障害児通所支援事業)	心理担当職員	A 2 1
	70277240 - 7 (1) 2 70277240 7 947	い年2日映見 児童発達支援管理責任者	
			A 2 2
	知的障害児施設	★児童指導員(注2)	A 2 3
		★保育士(注3)	A 2 4
	知的障害児通園施設	★児童指導員(注2)	A 2 5
童福祉法		★保育士(注3)	A 2 6
	盲ろうあ児施設	★児童指導員 (注 2)	A 2 7
		★保育士(注3)	A 2 8
	肢体不自由児施設	★児童指導員 (注 2)	A 2 9
	・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療護施設	★保育士(注3)	A 3 0
		児童指導員	A 3 1
	児童心理治療施設	保育士	A 3 2
	(旧:情緒障害児短期治療施設)	個別対応職員	A 3 3
		家庭支援專門相談員	A 3 4
		自立支援担当職員	A 3 5
		★児童指導員 (注2)	A 3 6
	重症心身障害児施設	★保育士(注3)	A 3 7
		心理指導員(心理指導を担当する職員)	A 3 8
		児童自立支援専門員	A 3 9
		児童生活支援員	A 4 0
		個別対応職員	A 4 1
	児童自立支援施設	家庭支援専門相談員	A 4 2
		職業指導員	A 4 3
		自立支援担当職員	A 4 4
	児童家庭支援センター	相談員(児童・家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	A 4 5
		里親制度等普及促進担当者	A 4 6
		里親支援員	A 4 7
	里親支援センター	里親研修担当者	A 4 8
		家庭支援専門相談員	A 4 9
		自立支援担当職員	A 5 0

		施設種類	コード番号	コード番号
		児童分野	<u> </u>	
			★指導員 (注1)	A 5 2
			★児童指導員 (注 2)	A 5 3
			★保育士(注3)	A 5 4
		児童発達支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	A 5 5
			★摩害福祉サービス経験者(注4)	A 5 6
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	A 5 7
			★児童指導員 (注 2)	A 5 8
		医療型児童発達支援事業を行う施設	★保育士(注3)	A 5 9
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)		児童発達支援管理責任者	A 6 0
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	A 6 1
	(元至元年又級モアア と称べ)		★指導員 (注1)	A 6 2
			★児童指導員 (注2)	A 6 3
			★保育士(注3)	A 6 4
		放課後等デイサービス事業を行う施設	児童発達支援管理責任者	A 6 5
			★障害福祉サービス経験者(注 4)	A 6 6
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	A 6 7
			★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る)(注1)	A 6 8
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設		
			児童発達支援管理責任者	A 6 9
		保育所等訪問支援事業を行う施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る)(注1)	A 7 0
			児童発達支援管理責任者	A71
	障害児相談支援事業		相談支援専門員	A72
	中ロルロ欧ス級学术		相談支援員	A73
			児童指導員	A 7 4
			保育士	A 7 5
見童福祉法	乳児院		個別対応職員	A 7 6
			家庭支援専門相談員	A 7 7
				A 7 8
	指定発達支援医療機関		里親支援専門相談員	
	・肢体不自由児施設支援・重症心身障碍	者施設支援	★児童指導員 (注2)	A 7 9
	国立高度専門医療研究センター及び独立	行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	★保育士(注3)	A 8 0
			相談援助業務を行っている指導員	A 8 1
	児童自立生活援助事業を行っている施設		個別対応職員	A 8 2
			自立支援担当職員	A 8 3
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		相談援助業務を行っている指導員	A 8 4
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所		小児慢性特定疾病児童等自立支援員	A 8 5
	小児慢性符足扶納児里寺日立又抜事業を			
	小児慢性特定疾病児里寺目立文抜事業を 若者被害女性等支援事業を行っている施設		相談援助業務又は自立支援を行う職員	A 8 6
			相談振助業務又は自立支援を行う職員 訪問支援者	A 8 6 A 8 7
	若者被害女性等支援事業を行っている施設		訪問支援者	A 8 7
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設(児童遊園を除く)		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者	A 8 7
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員	A 8 7 A 8 8 A 8 9
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 業育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設(児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター	A87 A88 A89 A90
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設(児童遊園を除く)	秦所	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 業育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設(児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所	業所	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童道園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事	業所	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2 A 9 3
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 業育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設(児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所	業所	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童道園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員 支援コーディネーター	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2 A 9 3
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児島厚生施設(児童遊園を除く) 親子再統合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 妊金婦等生活援助事業を行っている事業所		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2 A 9 3 A 9 4
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児島厚生施設(児童遊園を除く) 親子再統合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業 好産婦等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2 A 9 3 A 9 4 A 9 5
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児島厚生施設(児童遊園を除く) 親子再統合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業 好産婦等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 相談援助業務を行っている職員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2 A 9 3 A 9 4 A 9 5 A 9 6
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設(児童遊園を除く) 親子再統合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業 妊症婦等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 相談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び軽産婦の相談に応ずる職員 母子食糧に関する各種の相談に応ずる職員	A 8 7 A 8 8 A 8 9 A 9 0 A 9 1 A 9 2 A 9 3 A 9 4 A 9 5 A 9 6 A 9 7
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設(児童遊園を除く) 親子再統合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業 妊症婦等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 相談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び軽産婦の相談に応ずる職員 母子後援に関する各種の相談に応ずる職員 被託支援員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 好意場等生活援助事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 足盤育成支援拠点事業を行っている事業所 こども家庭センター 地域子育て相談機関		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 根談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び軽産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 母子発援に関する各種の相談に応ずる職員 被訴支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的簽護自立支援拠点事業を行っている事業所 好産場等生活援助事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 とども家庭センター 地域子育で相談機関 利用者支援事業を行っている施設		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 競労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 超談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び妊産婦の相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 核訴支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 好意場等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 足電育成支援拠点事業を行っている事業所 こども家庭センター 地域子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (障害児適園事業		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 競労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 超談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び経産婦の相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 経済支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 対金婦等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 足量育成支援拠点事業を行っている事業所 こども家庭センター 地域子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (降害児通國事業 地域生活支援事業		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 競労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 組談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び近産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 検訴支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 好意場等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 足電育成支援拠点事業を行っている事業所 こども家庭センター 地域子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (障害児適園事業		訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 競労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 超談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び経産婦の相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 経済支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2
	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 兄皇育成支援拠点事業を行っている事業所 とども家庭センター 地域子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (障害児通園事業 地域生活支援事業 心身陽害児総合通園センター 子育て短期支援事業	i) 障害児等療育支援事業を行っている施設	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援フーディネーター 生活相談支援員 被労相談支援員 支援フーディネーター 母子支援員 訪問支援員 相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3 A1 0 4
<b>その他</b>	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的義護自立支援拠点事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 が続子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (障害児通園事業 地域生活支援事業 心身障害児能合通園センター 子育て超期支援事業 (短期入所生活支援事業、夜間養護等事 (短期入所生活支援事業、夜間養護等事	(3)   障害児等療育支援事業を行っている施設   業)	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援コーディネーター 生活相談支援員 競労相談支援員 支援コーディネーター 母子支援員 訪問支援員 組談援助業務を行っている職員 児童の福祉及び近産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 検訴支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3
その他	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的義護自立支援拠点事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 が続子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (障害児通園事業 地域生活支援事業 心身障害児能合通園センター 子育て超期支援事業 (短期入所生活支援事業、夜間養護等事 (短期入所生活支援事業、夜間養護等事	i) 障害児等療育支援事業を行っている施設	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援フーディネーター 生活相談支援員 被労相談支援員 支援フーディネーター 母子支援員 訪問支援員 相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3 A1 0 4
その他	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的義護自立支援拠点事業を行っている事業所 好産婦等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 にども家庭センター 地域主活支援事業 心身陽害児総合適園センター 子育て知期支援事業 の場際等生活支援事業 、の関系所援海業業、 夜間養護等事 ・乳児院、母子生活支援施設、 児童養護	意)	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援フーディネーター 生活相談支援員 被労相談支援員 支援フーディネーター 母子支援員 訪問支援員 相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3 A1 0 4
その他	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的義護自立支援拠点事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 が続子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (障害児通園事業 地域生活支援事業 心身障害児能合通園センター 子育て超期支援事業 (短期入所生活支援事業、夜間養護等事 (短期入所生活支援事業、夜間養護等事	意)	訪問支援者 職員のうち相談援助業務を行っている者 相談援助業務を行っている職員 支援フーディネーター 生活相談支援員 被労相談支援員 支援フーディネーター 母子支援員 訪問支援員 相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員 相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3 A1 0 4
その他	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的義護自立支援拠点事業を行っている事業所 好産婦等生活援助事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 にども家庭センター 地域主活支援事業 心身陽害児総合適園センター 子育て知期支援事業 の場際等生活支援事業 、の関系所援海業業、 夜間養護等事 ・乳児院、母子生活支援施設、 児童養護	が   陳書児等療育支援事業を行っている施設   漢)   漁設、及び保育所等において実施する事業   施設	訪問支援者  職員のうち相談援助業務を行っている者  相談援助業務を行っている職員  支援コーディネーター 生活相談支援員  支援コーディネーター  母子支援員  訪問支援員  相談援助業務を行っている職員  相談援助業務を行っている職員  相談技能業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3 A1 0 4 A1 0 5
その他	若者被害女性等支援事業を行っている施設 養育支援訪問事業を行っている事業所 児童厚生施設 (児童遊園を除く) 親子再被合支援事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 児童育成支援拠点事業を行っている事業所 とども家庭センター 地域子育て相談機関 利用者支援事業を行っている施設 児童デイサービス事業 (障害児通園事業 地域生活支援事業 心身障害児総合通園センター 子育て超期支援事業 (知聞入所生活支援事業、 夜間養護等事 ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護 重症心身障害児(者) 通園事業を行う	が   陳書児等療育支援事業を行っている施設   漢)   漁設、及び保育所等において実施する事業   施設	訪問支援者  職員のうち相談援助業務を行っている者  相談援助業務を行っている職員  支援フーディネーター 生活相談支援員  支援フーディネーター 母子支援員  訪問支援員  相談援助業務を行っている職員  相談援助業務を行っている職員  相談技能業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員  相談支援業務を行っている職員	A8 7 A8 8 A8 9 A9 0 A9 1 A9 2 A9 3 A9 4 A9 5 A9 6 A9 7 A9 8 A9 9 A1 0 0 A1 0 1 A1 0 2 A1 0 3 A1 0 4 A1 0 5

- 注1 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます)
- 注2 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます)
- 注3 「保育士」のうち、「入所者の保護に直従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます)
- 注4 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます)
  - なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定適所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを言います。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

	施設種類		相談援助実務の実務経験として認められる職種	コード番号	
	TO CONTRACTOR	児童分野	100000000000000000000000000000000000000	1	
			相談員	B 1	
		指定介護老人福祉施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B 2	
Ï			支援相談員	B 3	
	介護保険施設	介護老人保健施設	↑護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B 4	
		介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B 5	
	16.141 (-) 47 + 127 1. v. 4.	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B 6	
	地域包括支援センター 指定特定施設入居者生活介護を行う施設	包括支援事業に係る業務を行う職員(注5)保健師・主任介護支援専門員等	B 7		
	・指定地域密着型特定施設 入居者生活介護を行う施設	生活相談員	B 8		
	・指定介護予防特定施設 入居者生活介護を行う施設 を含む	計画作成担当者	B 9		
	指定通所介護を行う施設				
	<ul><li>- 基準該当通所介護を行う施設</li><li>- 指定地域密着型通所介護を行う施設</li></ul>				
	・指定介護予防通所介護を行う施設	生活相談員	B 1 0		
	・基準該当介護予防通所介護を行う施設		工作的政策	1010	
	・第一号通所事業を行う施設(注6) ・指定認知症対応型通所介護を行う施設				
	・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む				
	指定短期入所生活介護を行う施設				
	・基準該当短期入所生活介護を行う施設		生活相談員	B11	
	・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設		±/P11487.99		
介護保険法	- 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む 指定通所リハビリテーションを行う施設				
	指定		支援相談員	B 1 2	
	※老人保健施設において実施されているものに限る				
	指定短期入所療養介護通を行う施設 (指定介護予防入所療養介護通を行う施設行う施設を含む)		支援相談員	B13	
	※老人保健施設において実施されているものに限る		X JX H JX PC	513	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設		オペレーター	B 1 4	
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設		オペレーションセンター従事者	B 1 5	
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設				
	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B16	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設				
	(指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B17	
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B18		
			生活相談員	B 1 9	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B 2 0		
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	B 2 1		
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	B 2 2		
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	B 2 3		
	注5 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉土国家試験を受験することはできませ		-		
	注 6 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受				
	<b>養護を人ホーム</b> 生活相談員 8.2.4				
	特別養護老人ホーム(地域密着型特別養護老人ホームを含む)		生活相談員	B 2 5	
	行力が実成セスホーム () でみる相当行力が実成セスホームを占む ()   軽響老人ホーム	生活相談員	B 2 6		
	・都市型軽費老人ホーム	工点旧就発	020		
	・軽費老人ホーム(A型・B型)	主任生活相談員	B 2 7		
老人福祉法	・ケアアウス等 を含む	1076 16 Web (C 3 706 F)			
	老人福祉センター(特A型・A型・B型)	相談・指導を行う職員	B 2 8		
	老人短期入所施設	生活相談員	B 2 9		
	老人デイサービスセンター	生活相談員	B 3 0		
	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員	B 3 1		
	有料を人ホーム	生活相談員	B 3 2		
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員	B 3 3		
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	B 3 4		
その他	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅 (シルパーハウジング)	相談援助業務を行っている生活援助員	B 3 5		
	・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業				
	サービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている職員	B 3 6	
		障害者分野			
			身体障害者福祉司	C 1	
	身体障害者更生相談所		心理判定員	C 2	
		身体障害者史生相談所			
身体障害者			ケース・ワーカー	C 4	
	身体障害福祉センター				
福祉法	・身体障害者福祉センター(A型・B型)		身体障害者に関する相談に応ずる職員	C 5	
	・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター)	・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター)			
	・障害者更生センター				
	点字図書館		相談援助業務を行っている職員	C 6	
	1	The state of the s			

注意 7 「生活支援員・生活指導員・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員・生活指導員・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、

その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士のみ受験できます)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、

経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

	I	44-70 79-97		
		施設種類	コード番号	コード番
		児童分野		
保健及び			精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	C 7
障害者福	害者福 精神保健福祉センター はする法		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	C 8
:関する法 律			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	C 9
			心理判定士	C10
			知的障害者福祉司	C11
障害者福			心理判定士	C12
祉法	知的障害者更生相談所		職能判定員	C13
			ケース・ワーカー	C14
			★生活支援員(注7)	C15
	障害者支援施設		就勞支援員	C1 6
			サービス管理責任者	C17
	地域活動支援センター		★指導員(注7)	C18
	福祉ホーム		管理人	C19
	基幹相談支援センター	身体障害者更生施設 - 胶体不自由者更生施設	相談援助を行っている職員	C2 0
	身体障害者更生接護施設	- 視覚障害者更生施設 - 聴覚・言語障害者更生施設 - 内部障害者更生施設	★生活支援員(注7)	C 2 1
		身体障害者療護施設	★生活支援員(注7)	C 2 2
		身体障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(注7)	C2 3
		身体障害者[放性形成 (人所、地所、小规保地所) 身体障害者福祉工場	★指導員(注7)	C 2 4
		ガ 仲坪 古 有 個 11 工 物	精神保健福祉士	C2 5
		精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員	C2 6
			精神保健福祉士	C2 7
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)		C2 8
	相针序音有任五後净池紋		精神障害者社会復帰指導員 精神保健福祉士	C2 9
		精神障害者福祉工場		
		精神障害者福祉ホーム	精神障害者社会復帰指導員管理人	C3 0
			★生活支援員(注7)	C3 2
	和外产业支撑扩动	知的障害者更生施設(入所、通所)		
	知的障害者援護施設	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員 (注7)	C33
		知的障害者通勤寮	★生活支援員 (注7)	
		生活介護を行う施設	★生活支援員(注7)	C35
			サービス管理責任者 ★生活支援員(注7)	C3 7
総合支		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	サービス管理責任者	C3 8
法		(京文代出刊·6本、 工工公司刊·6本/	サービス目径貝団名 ★生活支援員(注7)	C3 9
			就労支援員	C4 0
		飲労移行測報を行う施設 (認定飲労移行支援を合む) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Mカス仮刺 職業指導員(相談援助業務を行う者に限る)	C4 1
				C4 1
			サービス管理責任者	
			★生活支援員(注7) 職業指導員(相談援助業務を行う者に限る)	C4 3
	障害福祉サービス事業		戦業指等員(相談抜助業務を行う名に取る) サービス管理責任者	C4 4
			就労定着支援員	C4 5
		祉サービス事業 就労定着支援を行う施設	ポスル相×攻兵 サービス管理責任者	C4 7
			地域生活支援員	C4 8
		自立生活援助を行う施設	地域生品又放射 サービス管理責任者	C4 9
		<b>稼養介護を行う施設</b>	リーと人目注貝正白 相談援助業務を行っている職員	C5 0
		短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業	相談援助業務を行っている職員	C 5 1
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	C 5 2
		共同生活介護を行う施設 共同生活援助を行う施設 ・精神障害者グループホーム	相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員	C 5 3
	- 知的障害グループホーム を含む			
	一般相談支援事業所		相談支援専門員	C 5 5
	特定相談支援事業所		相談支援専門員	C 5 6
	行足怕狀又扳手米所		相談支援員	C 5 7
	相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	C 5 8
	INDUCAL TALL OF THE PARTY		1	C5 9
		身体障害者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	65.9
		身体障害者支援事業を行っている施設 日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員	C6 0
	地域生活支援事業			

### 1985 1985 1985 1985 1985 1985 1985 1985		施設種類	相談援助実務の実務経験として認められる職種	コード番号
### 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000		障害者分野		
### 1985		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	C 6 3
# 2000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			相談援助業務を行っているケースワーカー	
### 100 100 100 100 100 100 100 100 100		発達障害者支援センター		
#### 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	支援法			
### 1985 (### 1985		広域障害者職業センター		
###################################	70 to +/ 0	地域障害者職業センター		
####################################				C 6 9
### 1982년 ***  ### 2008년 ***  ###	雇用の促	障害者顧用支援センター		C70
中間では、「からないのではない。   おおからのではない。   おおからのではない。   できないのではない。   できないのではないのではない。   できないのではないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではないのではないのではない。   できないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは			主任就業支援担当者	C71
	する法律	臨業者叙章・牛活支援センター事業	就業支援担当者	C72
対象性 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			主任職場定着支援担当者	
### 2016年900 (1989年900 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日				
변경에 변경	職業安定法	公共職業安定所		
### 1000 전쟁				
*** 변경				
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		规矩序者有换键供施区		
*** *** *** *** *** *** *** *** *** **		精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			地域移行推進員	C 8 0
### 1		精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設		
####################################				C 8 2
### 10 변경 20 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	その他	精神障害アウトリーチ推進事業を行っている施設		C83
1921 1925 1925 1925 1925 1925 1925 1925			して必要な職員を除く。)	
지수 변경 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기		アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院と	C 8 4
おいかい   100   1		第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を終了	C 8 5
		訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人		C 8 6
特別性理報   日本		g n lin n ling	を行っている有	
### 변변보는 경제 (대변보호는 변기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기		そり他の方式		
				D 1
他物保健法   日本				$\vdash$
변 (特別等と関すらせい設定を対すらている場合) 03	地域保健法			D 2
	心纵体性広	保健所	(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	
	心纵床性広	保護所	精神科ソーシャルワーカー	D3
おおいま   日間	心纵体性広	保護所	精神科ソーシャルワーカー	D3
大学   2007 Pe 0-12 ** CO-08   2008 Pe 2008	心纵怀姓広	保護所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	D 4
医療法         内閣・部開         ア 患の心臓内間の形象、関性に名の部間を効果。 関性に名の部間を対象。 と関係に名の部間を対象。 と関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	· 心纵床健/広	保護所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	D 4
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	~心纵床健広	保護所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退院後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等)	D 4
主体保証         に見か回認問意可能ですったのか地域における保証を開始を開催した。 関係 DR 性無限を 2 点別を発見 (本別を発見 (本別を表別を発) (本別を発見 (本別を表別を発きませる)) (本別を発見 (本別を表別を発きませる)) (本別を発見 (本別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員	D 4
機関 関係         機関 関係         機関 関係         のの           実生指数         生活指導角         のの           関係 原発         無力 (中来間違具、職業指導具を除く)         のの           関係 原発         指導 (中来間違具、職業指導具を除く)         のの           自用 生活 国家者 生活 国家 主 財本 表 で 100 も 生活 国家 主 財本 ま で 100 も 実計 本 主 支援 (東京 住行 取事)         の15           ま 日本 主 選及 東京 を 100 も 実計 の ま 支援 日 (東京 世界 主 200 年)         の15         の15           ま 日本 主 経済 東京 を 100 年 200			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退院後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助	D4
### 2			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、顕整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ク 患者の社会復修に係る相談援助	D4
支生 無限         支生 無限         立			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退胺後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係	D4
### Pac		病院・診療所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 フ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動	D4 D5
####################################		病院・診療所	精神科ソーシャルワーカー (精神陣害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動	D4 D5 D6 D7
投資機者放为支援事業を行っている事業所   2012   2012   2013		病院・診療所 救護施設 更生施設	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員	D4 D5 D6 D7 D8
生活取解者 当立支援法         生活取解者 生活阻解者数分型推算来を行っている自在相談支援機関 主活阻解者就分型支援事業を行うす事所 生活阻解者就分型支援事業を行うす事所 生活阻解者就分型力推算表现。	医療法	病院・診療所 救護施設 更生施設	精神科ソーシャルワーカー (精神陣害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員	D4 D5 D6 D7 D8 D9
日常生活支援性用施設 生活阻离者 生活阻离者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活阻离者 音立支援法 性活阻离者的力量 支援服务者 性活阻离者 性活阻离 使行う事業所	医療法	病院・診療所 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	精神科ソーシャルワーカー (精神陣害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 生活指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10
主活困窮者       生活困窮者(理事業を行っている自立相談支援機関       D15         自立支援法       競労支援車業を行っている事業所       競労支援員       D16         生活固窮者家計改善支援事業を行う事業所       就労支援単編       D16         ま活問緊者認労準備支援事業を行う事業所       財務       家計改善支援員(家計相談支援員を含む)       D17         対力支援率無担当者       D18         左照指導員(指導監督を行う職員)       D20         知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)       D21         老品推出審手       (指導監督を行う職員)       D21         現業日・ケースワーカー       D23         家庭用談員       D25         面接相談員       D26         女性相談支援員       D27         母子・父子自立支援員       D28	医療法	病院・診療所 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	精神科ソーシャルワーカー (精神陣害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退除後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、関整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助主務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11
生活困窮者         生活困窮者 生活固附者並付助支援事業を行っている事業所         切り方           自立支援法         対力支援法         対力支援等を行っている事業所         D16           実計改善支援事業を行うす業所         対力支援等機制患者         D17           数方支援等機制患者         D18         支票指導員 (審計相談支援員を含む)         D17           数方支援等機制患者         D18         支票指導員 (指導監督を行う職員)         D19           身体障害者福祉可 (指導監督を行う職員)         D20         知的障害者福祉可 (指導監督を行う職員)         D21           本機能等等         の22         現業月 ケースワーカー         D23           変見需要社主事         D25         運賃相談員         D25           直接相談員         D26         女性相談支援員         D27           サ・父子自立支援員         D28	医療法	病院・診療所  救護施設  更生施設  授産施設  宿所提供施設  被保護者前労支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退放後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助主教を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12
### (新聞等 本) (	医療法	病院・診療所  救護施設  更生施設  授産施設  宿所提供施設  被保護者前労支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退放後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、関整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 生活支援員	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13
自立支援法       生活图解者就労準備支援事業を行う事業所       取り         ま新路書表現事員(第非相談支援員を含む)       D17         対外支援準備担当者       D18         査験指導員(指導監督を行う職員)       D19         身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)       D20         知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)       D21         老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)       D22         現業員・ケースワーカー       D23         家庭児業福祉主事       D24         家庭別業福祉主事       D25         面接相談員       D25         女性相談支援員       D27         母子・父子自立支援員       D28	医療法生活保護法	病院・診療所 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 被保護者能労支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神陣害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退胺後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助主務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 批導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援損 生活支援損	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14
大学院	医療法生活保護法	病院・診療所 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 被保護者就労支援事業を行っている事業所 日常生活支援住居施設	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退放後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助主務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 生活支援員 生活支援員 生活支援員 相談支援員 相談支援員	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15
査報/編員 (指導監督を行う職員) D19   分体障害者福祉司 (指導監督を行う職員) D20   知的障害者福祉司 (指導監督を行う職員) D21   老人福祉指導主章 (指導監督を行う職員) D21   老人福祉指導主章 (指導監督を行う職員) D22   現業員・ケースワーカー D23   現業員・ケースワーカー D24   東庭相談員 D25   面接相談員 D25   面接相談員 D25   国接相談員 D26   女性相談支援員 D27   母子・父子自立支援員 D28	医療法 生活保護法 生活困窮者	病院・診療所  秋護施設 更生施設 程産施設  程産施設  福所提供施設  被保護者約労支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活困虧者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困務者を実計改善支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退胺後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助主務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 生活支援員 生活支援員 生活支援員 生活支援員 報志を行うための地域における保健医療福祉の関係 関係事業指導員を除く) 就労支援員 相談支援員 初労支援員	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16
土会福祉法       身体障害者福祉司 (指導監督を行う職員)       D20         知的障害者福祉司 (指導監督を行う職員)       D21         老人福祉指導主章 (指導監督を行う職員)       D22         現業員・ケースワーカー       D23         家庭児童福祉主事       D24         家庭相談員       D25         面接相談員       D26         女性相談支援員       D27         母子・父子自立支援員       D28	医療法 生活保護法 生活困窮者	病院・診療所  秋護施設 更生施設 程産施設  程産施設  福所提供施設  被保護者約労支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活困虧者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困務者を実計改善支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退院株生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 生活支援員 報談支援員 就労支援員 (家計相談支援員を含む)	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17
知的障害者福祉可(指導監督を行う職員)   D21     老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)   D22     現業員・ケースワーカー   D23     東庭児童福祉主事   D24     東庭相談員   D25     西接相談員   D26     女性相談支援員   D27     母子・父子自立支援員   D28	医療法 生活保護法 生活困窮者	病院・診療所  秋護施設 更生施設 程産施設  程産施設  福所提供施設  被保護者約労支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活困虧者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困務者を実計改善支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退院後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (非計算員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 生活支援提供責任者 主任相談支援員 観労支援員 就労支援員 東計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援率備担当者	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D16 D17 D18
老人福祉指導主事 (指導監督を行う職員)     D22       現業員・ケースワーカー     D23       家庭児童福祉主事     D24       家庭相談員     D25       面接相談員     D26       女性相談支援員     D27       母子・父子自立支援員     D28	医療法 生活保護法 生活困窮者	病院・診療所  秋護施設 更生施設 程産施設  程産施設  福所提供施設  被保護者約労支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活困虧者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困務者を実計改善支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退院後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 据導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 東計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援卓属担当者 直察指導員 (指導監督を行う職員)	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D19 D19 D19 D19 D19
共会福祉法     現業員・ケースワーカー     D23       家庭児童福祉主事     D24       家庭相談員     D25       歴史相談員     D26       女性相談支援員     D27       母子・父子自立支援員     D28	医療法 生活保護法 生活困窮者	病院・診療所  秋護施設 更生施設 程産施設  程産施設  福所提供施設  被保護者約労支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活困虧者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困務者を実計改善支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退院後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 カ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 生活治療員 経済費員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 建活支援員 組設支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援員 家計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援軍備担当者 査察指導員 (指導監督を行う職員)	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 D20
社会福祉法     家庭児童福祉主事     D24       家庭相談員     D25       画族相談員     D26       女性相談支援員     D27       母子・父子自立支援員     D28	医療法 生活保護法 生活困窮者	病院・診療所  秋護施設 更生施設 程産施設  程産施設  福所提供施設  被保護者約労支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活困虧者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困務者を実計改善支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退院後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、 調整に係る相談援助 ク 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、 調整に係る相談援助 ク 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、 調整に係る相談援助 ク 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、 調整に係る相談援助 ク 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、 関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援提供責任者 主任相談支援員 相談支援員 相談支援員 報談支援員 東計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援早備担当者 査察指導員 (指導監督を行う職員) 知的障害者福祉司 (指導監督を行う職員)	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 D21
家庭相談員     D25       面接相談員     D26       女性相談支援員     D27       母子・父子自立支援員     D28	医療法 生活保護法 生活困窮者	病院・診療所  秋護施設  更生施設  程産施設  積所提供施設  被保護者約労支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活困虧者自立相談支援機関 生活困勝者を実計改善支援事業を行っている事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、 調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、 調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係 機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 推導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 東計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援員 東計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援員 東計改善支援員 (報事監督を行う職員) 身体障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 知的障害者福祉司 (指導監督を行う職員)	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 D21 D22
面接相談員     D26       女性相談支援員     D27       母子・父子自立支援員     D28	医療法 生活保護 生活困窮者法 自立支援	病院・診療所  教護施設  更生施設  授産施設  種所提供施設  被回義者対分支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活函院者含工程設支援事業を行っている自立相設支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行う事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、 調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、 調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 生活指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 素計改善支援員 (家計相談支援員を合む) 就労支援員 家計改善支援員 (家計相談支援員を合む) 就労支援員 素計改善支援員 (報事監督を行う職員) 身体障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 知的障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 現業員・ケースワーカー	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 D21 D22 D23
女性相談支援員     D27       母子・父子自立支援員     D28	医療法 生活保護 生活困窮者法 自立支援	病院・診療所  教護施設  更生施設  授産施設  種所提供施設  被回義者対分支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活函院者含工程設支援事業を行っている自立相設支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行う事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神降害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神降害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃除生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助主務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 報導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援提供責任者 主任相談支援員 相談支援員 (家計析談支援員 朝労支援員 (家計析談支援員を含む) 就労支援早 (据導監督を行う職員) 別労支援早 (指導監督を行う職員) 別の障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 知の障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 現業員・ケースワーカー家庭児童福祉主等	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 D21 D22 D23 D24
母子·父子自立支援員 D28	医療法 生活保護 生活困窮者法 自立支援	病院・診療所  教護施設  更生施設  授産施設  種所提供施設  被回義者対分支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活函院者含工程設支援事業を行っている自立相設支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行う事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神経済) (精神経済) (精神経済) (特神経済 (精神経済) (特神経済 (精神経済) (特神経済 (精神経済) (共和	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 D21 D22 D23 D24 D25
	医療法 生活保護 生活困窮者法 自立支援	病院・診療所  教護施設  更生施設  授産施設  種所提供施設  被回義者対分支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活函院者含工程設支援事業を行っている自立相設支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行う事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退廃後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助無務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 生活指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 批導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 生活支援員 生活支援員 東古教史技員 (家計相談支援員を合む) 就労支援員 家計改善支援員 (家計相談支援員を合む) 就労支援員 家計改善支援員 (家計相談支援員を合む) 就労支援員 家計改善支援員 (事計和談支援員を合む) 就労支援員 家計改善支援員 (事計和談支援員を合む) 就労支援員 家計改善支援員 (事計和談支援員を合む) 就労支援軍権担当者 直察指導員 (指導監督を行う職員) 知的障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D2 D20 D21 D22 D23 D24 D25 D26
母子相談員 D29	医療法 生活保護 生活困窮援 生自立支援	病院・診療所  教護施設  更生施設  授産施設  種所提供施設  被回義者対分支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活函院者含工程設支援事業を行っている自立相設支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行う事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退除後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 生活指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援提供責任者 主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援員 素計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援員 東計改善支援員 (家計相談支援員を含む) 就労支援員 表演指導員 (指導監督を行う職員) 身体障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 知的障害者福祉司 (指導監督を行う職員) 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉当事 家庭児童福祉主事 家庭児童福祉主事 家庭祖談員 面接相談員 面接相談員	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D20 D21 D22 D23 D24 D25 D26 D27
	医療法 生活保護 生活困窮援 生自立支援	病院・診療所  教護施設  更生施設  授産施設  種所提供施設  被回義者対分支援事業を行っている事業所  日常生活支援住居施設  生活函院者含工程設支援事業を行っている自立相設支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行っている自立相談支援機関 生活函院者を計改働支援事業を行う事業所	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) 退除後生活環境相談員 相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 生活指導員 生活指導員 生活指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 就労支援員 生活支援員 生活支援員 (素別と議員) 就労支援員 (素別・ケースワーカー 東庭児童福祉主事 東庭州職員  取練相談員  四接相談員  の性相談支援員  の世界を行う職員)  の場所書名福祉司 (指導監督を行う職員)  現業員・ケースワーカー 東庭児童福祉主事 東庭州職員  取練相談員  の性相談支援員  の場所、	D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19 D20 D21 D22 D23 D24 D25 D26 D27 D28

施設種類 コード番号 コード番号 児童分野 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 福祉事務所 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する D31 就労支援員 相談援助業務を行っている指導職員 専門員(日常生活自立支援事業を行う職員) 相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者、その要援護者に対する D34 ものに限る。) 専門員 (日常生活自立支援事業を行う職員) D 3 5 福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 市町村(特別区を含む)社会福祉協議会 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者、その要支援者に対する D37 ものに限る。) 相談支援員 D38 困難な問題を抱 女性相談支援センター 心理支援員 D39 える女性への支 える女性・シス 援に関する法律 女性自立支援施設 女性相談支援員 入所者の自立支援を行う職員 D4 1 母子及び並び 母子・父子福祉センター 母子及び父子の相談を行う職員 に寡婦福祉法 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 母子健康包括支援センター D43 母子保健法 産後ケア事業を実施する施設 相談に応ずる職員 刑務官 D45 刑事収容施設及 法務教官 D46 び被収容者等の刑事施設 法務技官 (心理) 処遇に関する法 福祉専門官 D48 法務教官 D49 少年院法 少年院 法務技官(心理) D50 福祉専門官 法務教官 D 5 2 少年 少年鑑別所 鑑別所法 法務技官 (心理) 保護観察官 D 5 4 也方更生保護委員会 社会復帰調整官 更生保護法 D 5 6 保護観察官 社会復帰調整官 D 5 7 補導主任 D58 更生保護 補導員 更生保護施設 事業法 D 6 0 福祉職員 薬物専門職員 D61 裁判所法 家庭裁判所 家庭裁判所調査官 労働者災害 災特別介護施設 相談援助業務を行っている指導員 補償保険法 難病の患者に対する 医療等に関する法律 難病相談支援員 成年後見制度の利用 の促進に関する法律 「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 相談援助業務を行っている職員 配偶者暴力 配偶者暴力相談支援センター 女性相談支援員 D66 防止法 母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業をおこなっている施設 相談援助業務を行っている職員 母子・父子自立支援プログラム策定事業 母子・父子自立支援プログラム策定員 D 6 8 就業支援専門員配置等事業 就業支援専門員 D69 地域福祉センター 相談援助業務を行っている職員 就労支援事業を行っている事業所(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要額に規定する事業) 就労支援員 D71 ひきこもり支援コーディネーター ひきこもり地域支援センター その他相談援助業務を行っている専任の職員 地域生活定着支援センター 相談援助業務を行っている職員 ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 相談援助業務を行っている相談員 D75 トームレス自立支援センター 生活相談指導員 D76 **その他** 東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 相談援助業務を行っている職員 被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 相談援助業務を行っている職員 D78 主任相談支援員 相談支援員 D80 自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 就労支援員 D82 家計相談支援員 高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 支援コーディネーター D83 地域若者サポートステーション 相談援助業務を行っている職員 D84 子ども・若者総合相談センター D85 相談援助業務を行っている職員 地域居住支援を行っている事業所 相談援助業務を行っている職員 D86 厚生労働大臣が個別に認めた施設 相談援助業務を行っている職員※養成施設が審査にて決定

## 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが

# 過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な、実務経験の対象になります。

施設種類	相談援助実務の実務経験として認められる職種	コード番号
現在廃止事業の分野		
	生活支援員	E1
重度身体障害者更生援護施設	生活指導員	E2
身体障害者福祉ホーム	管理人	E3
	精神保健福祉士	E 4
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	E 5
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設		
(障害者自立支援法地域生活支援事業)【平成18年10月~19年3月】	相談援助業務を行っている職員	E 6
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	E 7
	指導員	E 8
知的障害者デイサービスセンター	生活指導員	E 9
	相談援助業務を行っている職員	E10
知的障害者福祉ホーム	管理人	E11
《身体障害者相談支援事業(市町村障害社者生活支援事業)》 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療養施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 (障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業)》 ・知的障害児施設 ・知的障害児通關施設 ・自開症児施設 ・直ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・ 難聴幼児通園施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 放体不自由児通園施設 ・ 財体不自由児通園施設 ・ 対体不自由児通園施設 ・ 対体不自由児通園施設 ・ 対体不自由児通園施設 ・ 対体不自由児通園施設 ・ 対的障害者更生施設 ・ 知的障害者受産施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	E12
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業	相談援助業務を行っている職員	E13
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)【平成18年10月~19年3月】	相談援助業務を行っている職員	E14
	相談援助業務を行っている相談員	E15
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者投産施設 ・障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	E16
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付き住宅(シルパーハウジング) ・高齢者向け有料賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅等において実施する事業) 高齢者世話付住宅(シルパーハウジング)生活援助員派遣事業 ・高齢者世話付住宅において実施する事業	生活援助員	E17
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業(中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	E18
ヴェトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている相談員	E19
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	E2 0
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	E21
すかやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	E 2 2
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業(都道府県・指定郡市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	E 2 3
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	E 2 4
<u>-</u>	J	